

十三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

（反対受益者の受益権買取請求に関する読替え） 第二十三条 法第十八条第三項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定において法第十八条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十一項の規定を準用する場 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える信託法の規定 第百四条第一項	読み替えられる字句 効力発生日が	読み替える字句 効力発生日（重大な約款の変更等がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
第百四条第十一項	第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第七項

（反対受益者の受益権買取請求に関する読替え） 第二十三条 法第十八条第三項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定において法第十八条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える信託法の規定 第百四条第一項	読み替えられる字句 効力発生日が	読み替える字句 効力発生日（重大な約款の変更等がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
第百四条第十項	第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第七項

2 法第二十条第一項において準用する法第十八条第三項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一

2 法第二十条第一項において準用する法第十八条第三項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一

項及び第十一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百条第一項	効力発生日が	効力発生日（投資信託契約の解約がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
第四百条第十一項	第八八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条第七項

（創立総会に関する読替え）

第六十一条 法第七十三条第四項の規定において設立企画人が創立総会を招集する場合について法第九十条の二及び第九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条の二第一項第三号	投資主が	設立時投資主が
第九十条の二第二項	投資主は	設立時投資主は

項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百条第一項	効力発生日が	効力発生日（投資信託契約の解約がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
第四百条第十項	第八八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条第七項

（創立総会に関する読替え）

第六十一条 法第七十三条第四項の規定において設立企画人が創立総会を招集する場合について法第九十条の二及び第九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条の二第一項第三号	投資主が	設立時投資主が
第九十条の二第二項	投資主は	設立時投資主は

第九十一条第一項	投資主に	設立時投資主に
	投資主	設立時投資主
第九十一条第二項	投資主に	設立時投資主に
	投資主	設立時投資主
第九十一条第四項	投資主に	設立時投資主に
	投資主総会参考書類	創立総会参考書類
第九十一条第五項	投資主が	設立時投資主が
	投資主に	設立時投資主に
第九十一条第六項	投資主の	設立時投資主の
	投資主	設立時投資主
第九十一条第七項	投資主から	設立時投資主から
	投資主に	設立時投資主に

2 法第七十二条第四項の規定において投資法人の創立総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十八条第五項及び第七項	設立時株主	設立時投資主
第七十二条第一項本文	設立時株主	設立時投資主
	総株主	総投資主
	設立時発行株式一株	設立時発行投資口一

第九十一条第一項	投資主に	設立時投資主に
	投資主	設立時投資主
第九十一条第二項	投資主に	設立時投資主に
	投資主	設立時投資主
第九十一条第四項	投資主に	設立時投資主に
	投資主総会参考書類	創立総会参考書類
第九十一条第五項	投資主が	設立時投資主が
	投資主に	設立時投資主に
第九十一条第六項	投資主の	設立時投資主の
	投資主	設立時投資主
第九十一条第七項	投資主から	設立時投資主から
	投資主に	設立時投資主に

2 法第七十二条第四項の規定において投資法人の創立総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十八条第五項及び第七項	設立時株主	設立時投資主
第七十二条第一項本文	設立時株主	設立時投資主
	総株主	総投資主
	設立時発行株式一株	設立時発行投資口一

第七十三條第一項、 第七十四條第一項、 第三項、第四項及び 第七項、第七十五條 第二項及び第四項、 第七十六條第二項、 第三項及び第五項並 びに第七十七條第一 項	設立時株主	設立時投資主
第七十七條第二項	設立時株主 設立時発行株式	設立時投資主 設立時発行投資口
第七十八條及び第八 十一條第三項	設立時株主	設立時投資主
第八十一條第四項	親会社社員	親法人（投資法人法 第八十一條第一項に 規定する親法人をい う。以下同じ。）の 投資主
第八十二條第一項及 び第三項	設立時株主	設立時投資主
第八十二條第四項	親会社社員	親法人の投資主
第八十三條及び第九 十三條第三項	設立時株主	設立時投資主

第七十三條第一項、 第七十四條第一項、 第三項、第四項及び 第七項、第七十五條 第二項及び第四項、 第七十六條第二項、 第三項及び第五項並 びに第七十七條第一 項	設立時株主	設立時投資主
第七十七條第二項	設立時株主 設立時発行株式	設立時投資主 設立時発行投資口
第七十八條及び第八 十一條第三項	設立時株主	設立時投資主
第八十一條第四項	親会社社員	親法人（投資法人法 第八十一條第一項に 規定する親法人をい う。以下同じ。）の 投資主
第八十二條第一項及 び第三項	設立時株主	設立時投資主
第八十二條第四項	親会社社員	親法人の投資主
第八十三條及び第九 十三條第三項	設立時株主	設立時投資主

3 法第七十二条第四項の規定において投資法人の創立総会の決議

の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第  
八百三十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術  
的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十一条第一 項	株主等（当該各号の 株主総会等が創立総 会又は種類創立総会 である場合にあつて は、株主等、設立時 株主、設立時取締役 又は設立時監査役） 株主（当該決議が創 立総会の決議である 場合にあつては、設 立時株主）又は取締 役（監査等委員会設 置会社にあつては、 監査等委員である取 締役又はそれ以外の 取締役。以下この項 において同じ。）	投資主、執行役員、 監督役員、清算執行 人、設立時投資主、 設立時執行役員又は 設立時監督役員 設立時投資主又は執 行役員、監督役員若 しくは清算執行人（ 設立時執行役員又は 設立時監督役員を含 む。）

（新設）

---

---

監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役（設立しよととする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の

---

---

設立時取締役)又は 設立時監査役を含む 。	
-----------------------------	--

(投資法人に関する読替え)  
第六十二条 法第七十五条第一項の規定において投資法人について  
会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読  
替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条及び第五 十四条	設立時取締役又は設 立時監査役	設立時執行役員又は 設立時監督役員
第五十五条	第五十二条第一項の 規定により発起人又 は設立時取締役の負 う義務、第五十二 条の二第一項の規定に より発起人の負う義 務、同条第二項の規 定により発起人又は 設立時取締役の負う 義務及び第五十三 条第一項	投資法人法第七十五 条第一項において準 用する第五十三条第 一項

(投資法人に関する読替え)  
第六十二条 法第七十五条第一項の規定において投資法人について  
会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読  
替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条及び第五 十四条	設立時取締役又は設 立時監査役	設立時執行役員又は 設立時監督役員
第五十五条	第五十二条第一項の 規定により発起人又 は設立時取締役の負 う義務及び第五十三 条第一項	第五十三条第一項

設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員
総株主	総投資主

(設立時募集投資口に関する読替え)  
 第六十三条 法第七十五条第五項の規定において設立時募集投資口  
 について会社法第百二条の規定を準用する場合における当該規定  
 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二条第一項	第三十一条第二項各号	投資法人法第六十七条第七項において準用する第三十一条第二項各号
第百二条第二項	第六十三条第一項	投資法人法第七十一条第十項において準用する第六十三条第一項
第百二条第五項	設立時発行株式 割当て並びに第六十条の契約	設立時発行投資口 割当て
第百二条第六項	創立総会若しくは種類創立総会	創立総会

設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員
総株主	総投資主

(設立時募集投資口に関する読替え)  
 第六十三条 法第七十五条第五項の規定において設立時募集投資口  
 について会社法第百二条の規定を準用する場合における当該規定  
 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二条第一項	第三十一条第二項各号	投資法人法第六十七条第七項において準用する第三十一条第二項各号
第百二条第二項	第六十三条第一項	投資法人法第七十一条第十項において準用する第六十三条第一項
第百二条第三項	設立時発行株式 割当て並びに第六十条の契約	設立時発行投資口 割当て
第百二条第四項	創立総会若しくは種類創立総会	創立総会

		設立時発行株式	設立時発行投資口
<p>(投資法人の設立の無効の訴えに関する読替え)</p> <p>第六十三条の二 法第七十五条第六項の規定において投資法人の設立の無効の訴えについて会社法第八百二十八条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第八百二十八条第二項第一号	株主等(株主、取締役又は清算人(監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。以下この節において同じ。	投資主、執行役員、監督役員又は清算執行人	
	。又は設立する持分会社の社員等(社員又は清算人をいう。以下この項におい		

設立時発行株式	設立時発行投資口
---------	----------

(新設)

て同じ。)

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)	投資主
第八百四十七条第四項	発起人等	設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八	投資法人法第七十五条第七項において準用する第八百四十七条第三項又は第五項

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項第一号	監査役設置会社 監査役(監査役)	投資法人 監督役員又は清算監督人(監督役員又は清算監督人)
第八百五十条第四項	各監査役	各監督役員又は清算監督人
	第五十五条、第二百一十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項た	投資法人法第七十五条第一項において準用する第五十五条

	<p>項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え</p>	<p>の設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴え</p>
<p>第八百四十七条の四第二項</p>	<p>株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）</p>	<p>投資主</p>
<p>第八百四十八条</p>	<p>当該株主等 株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）</p>	<p>当該投資主 投資法人</p>
<p>第八百四十九条第一項</p>	<p>株主等又は株式会社等 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等</p>	<p>投資主又は投資法人 投資法人</p>
<p>第八百四十九条第二項</p>	<p>株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子</p>	<p>投資法人</p>

	<p>だし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。 （第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項</p>	
--	--	--

	会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役） 各監査役	投資法人 監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人） 各監督役員又は清算監督人
第八百四十九条第四項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十條第三項	株式会社等 株主等	投資法人 投資主
第八百五十條第四項	第五十五条、第一百二條の二第二項、第一百二條第三項、第一百二十條第五項、第一百二十條の二第二項、第二百八十六条の二	投資法人第七十五条第一項において準用する第五十五条

	第八百五十一條第一項	第八百五十二條第一項及び第二項	第八百五十二條第三項
第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。） （第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項）	第八百四十九條第一項	株主等 株式会社等	第八百四十九條第一項
	投資法人法第七十五條第七項において準用する第八百四十九條第一項	投資主 投資法人	投資法人法第七十五條第七項において準用する第八百四十九條第一項

第八百五十二条第一項	株主等 株式会社等	投資法人 投資主
------------	--------------	-------------

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)  
第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)	投資主
第八百四十七条第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八	投資法人法第七十七条の二第六項において準用する第八百四十七項又は第八

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)  
第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法第八百四十九条(第二項第一号及び第五項を除く。)の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項第一号	監査役設置会社 監査役(監査役 各監査役)	投資法人 監督役員又は清算監督人(監督役員又は 清算監督人 各監督役員又は清算 監督人)

	<p>項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え</p>	<p>五項の投資法人法第七十七条の二第三項の利益の返還を求め る訴え</p>
<p>第八百四十七条の四 第二項</p>	<p>株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。） 当該株主等</p>	<p>投資主 当該投資主</p>
<p>第八百四十八条</p>	<p>株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）</p>	<p>投資法人</p>
<p>第八百四十九条第一 項</p>	<p>株主等又は株式会社等 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等</p>	<p>投資主又は投資法人 投資法人</p>
<p>第八百四十九条第三 項</p>	<p>株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子</p>	<p>投資法人</p>

第八百四十九条第三 項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役）	監査役 各監査役	会社又は当該最終完 全親会社等の完全子 会社等である株式会 社
第八百四十九条第四 項	株主等 株式会社等	株主等 株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五 項並びに第八百五十 条第一項及び第二項	株主等 株式会社等	株主等 株式会社等	投資法人
第八百五十条第三項	株主等	株主等	投資法人
第八百五十一条第一 項	第八百四十九条第一 項	投資法人法第七十七 条の二第六項におい て準用する第八百四 十九条第一項	投資法人
第八百五十二条第一 項及び第二項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	投資主 投資法人

第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	投資法人法第七十七條の二第六項において準用する第八百四十九條第一項
第八百五十二条第一項	株式会社等	投資主

(基準日等に関する読替え)

第六十六条 法第七十七条の三第三項の規定において基準日について会社法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第二項	基準日株主	基準日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主

2 法第七十七条の三第三項の規定において投資主名簿について会社法第二百二十五条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(基準日等に関する読替え)

第六十六条 法第七十七条の三第三項の規定において基準日について会社法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第二項	基準日株主	基準日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主

2 法第七十七条の三第三項の規定において投資主名簿について会社法第二百二十五条(第三項第三号を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

規定	第二百二十五条第四項	親会社社員	親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の投資主
第二百二十五条第五項	親会社社員	親法人の投資主	

（投資口の質入れに関する読替え）

第六十九条 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十六条第二項	株券発行会社	投資法人
第四百四十七条第二項	前項の規定にかかわらず、株券発行会社	投資法人
	株券発行会社その他	投資法人その他
第四百四十八条	株主名簿	投資主名簿
第五百一十一条第七号	新株予約権無償割当て	新投資口予約権無償割当て
第五百一十二条第二項	株券発行会社	投資法人

規定	第二百二十五条第四項	親会社社員	親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の投資主
第二百二十五条第五項	親会社社員	親法人の投資主	

（投資口の質入れに関する読替え）

第六十九条 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十六条第二項	株券発行会社	投資法人
第四百四十七条第二項	前項の規定にかかわらず、株券発行会社	投資法人
	株券発行会社その他	投資法人その他
第四百四十八条	株主名簿	投資主名簿
第五百一十一条第七号	新株予約権無償割当て	新投資口予約権無償割当て
第五百一十二条第二項	株券発行会社	投資法人

及び第三項	登録株式質権者	登録投資口質権者
第百五十四条第一項	登録株式質権者	登録投資口質権者
第百五十四条第二項	第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）又は同条第二項の金銭	投資法人法第七十九条第四項において準用する第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）
第百五十四条第二項	登録株式質権者	登録投資口質権者
第百五十四条第二項第一号	第百五十一条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号	投資法人法第七十九条第四項において準用する第百五十一条第一項第四号、第五号、第八号、第九号又は第十四号
第百五十四条第二項第二号	第七百四十九条第一項	投資法人法第七百四十七号第一項第一号
	吸収合併存続会社	吸収合併存続法人
	第七百五十二条第一項	投資法人法第七百四十八号第一項第二号
	新設合併設立会社	新設合併設立法人

(投資口の併合に関する読替え)  
第七十条 法第八十一条の二第二項の規定において同条第一項の場合

及び第三項	登録株式質権者	登録投資口質権者
第百五十四条	登録株式質権者	登録投資口質権者
(新設)	(新設)	(新設)

(投資口の併合に関する読替え)  
第七十条 法第八十一条の二第二項の規定において同条第一項の場合

合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百八十二条第一項	株式(種類株式発行会社)であつて、第百八十条第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。	第百八十一条第一項	株主(種類株式発行会社)であつて、前条第二項第三号の種類の種類株主。以下この款において同じ。	株主総会	取締役	読み替えられる字句の規定
		登録株式質権者 同項各号	登録投資口質権者 投資法人法第八十一条の二第二項において準用する前条第二項第一号及び第二号	投資主 投資主総会	執行役員	読み替えられる字句

合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百八十二条	数  口数	第百八十一条第一項	登録株式質権者	株主総会	取締役	読み替えられる字句の規定
			登録投資口質権者	投資主総会	執行役員	読み替えられる字句

	<p>第百八十二条の二第 一 項</p>
<p>次に掲げる日のい れか早い日</p>	<p>株式の併合（単元株 式数（種類株式発行 会社にあつては、第 百八十条第二項第三 号の種類の株式の単 元株式数。以下この 項において同じ。） を定款で定めている 場合にあつては、当 該単元株式数に同条 第二項第一号の割合 を乗じて得た数に一 に満たない端数が生 ずるものに限る。以 下この款において同 じ。）</p>
<p>第一号に掲げる日</p>	<p>同条第二項第一号 数 投資法人法第八十一 条の二第二項におい て準用する第百八十 条第二項第一号 口数 投資口の併合</p>

	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>第百八十二条の六第一項</p>	<p>発行済株式（種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）</p>	<p>発行済投資口</p>		<p>日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）</p>	<p>日</p>	<p>第百八十二条の二第一項第一号</p>	<p>第百八十条第二項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。第百八十二条の四第二項において同じ。）</p>	<p>投資法人法第八十一条の二第二項において準用する第百八十条第二項の投資主総会</p>	<p>同項各号</p>	<p>投資法人法第八十一条の二第二項において準用する第百八十条第二項第一号及び第二号</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

	総口数
--	-----

(募集投資口に関する読替え)

第七十二条 法第八十三条第九項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第二百四条第一項及び第三項	数
第二百五条第一項	総口数
第二百六条	数に
第二百六条第一号	数
第二百六条第二号	総口数
	の口数

(募集投資口の引受けに関する読替え)

第七十二条 法第八十四条第一項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第二百八条第一項	銀行等
	銀行等(投資法人法)

	(新設)
--	------

(募集投資口に関する読替え)

第七十二条 法第八十三条第九項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第二百四条第一項及び第三項	数
第二百五条	総口数
第二百六条	数に
第二百六条第一号	数
第二百六条第二号	総口数
	の口数

(募集投資口の引受けに関する読替え)

第七十二条 法第八十四条第一項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第二百八条第一項	銀行等
	銀行等(投資法人法)



第二百十三條の二第一項第一号	第二百八條第一項	は、取締役又は執行役	投資法人法第八十四條第一項において準用する第二百八條第一項
第二百十三條の二第二項	総株主		総投資主
第二百十三條の三第一項	取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）		執行役員及び監督役員

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十五條 法第八十四條第四項の規定において同條第一項において準用する会社法第二百十二條第一項（第二号を除く。）及び第二百十三條の二（第一項第二号を除く。）の規定による支払を求めらるる訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第八百四十七條第一項	株主（第八百八十九條第二項の定款の定め	投資主

(新設)	(新設)	締役又は執行役	(新設)
(新設)	(新設)		(新設)
(新設)	(新設)		(新設)

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十五條 法第八十四條第四項の規定において同條第一項において準用する会社法第二百十二條第一項（第二号を除く。）の規定による支払を求めらるる訴えについて同法第八百四十九條（第二項第二号及び第五項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第八百四十九條第二項第一号	監査役（監査役設置会社	投資法人 監督役員又は清算監

	第八百四十七条第四項 株主又は同項の発起人等	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	第八百四十七条の四第二項
によりその権利を行 使することができな い単元未満株主を除 く。	投資主	投資法人法第八十四 条第四項において準 用する第八百四十七 条第三項又は第五項 の投資法人法第八十 四条第一項において 準用する第二百十二 条第一項（第二号を 除く。）及び第二百 十三条の二（第一項 第二号を除く。）の 規定による支払を求 める訴え	株主等（株主、適格 旧株主又は最終完全 親会社等の株主をい う。以下この節にお

	各監査役	各監督役員又は清算 監督人 監督人
--	------	-------------------------

第八百四十八条	当該株主等 株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	当該投資主 投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等 株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資主又は投資法人 投資法人
第八百四十九条第二項	株式会社	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役）	投資法人 監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人）

第八百四十九条第四項	株主等	各監督役員又は清算 監督人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十 条第一項及び第二項	株式会社等	投資主
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第四項	株主等	投資主
第五十五条、第二百 二条の二第二項、第百 三条第三項、第百二 十条第五項、第二百 十二条の二第二項、 第二百八十六条の二 第二項、第四百二十 四条（第四百八十六 条第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百六十二条 第三項（同項ただし 書に規定する分配可 能額を超えない部分		投資法人法第八十四 条第一項において準 用する第二百十三 条の二第二項

第八百五十一條第一項	第八百四十九條第一項	投資法人法第八十四條第四項において準用する第八百四十九條第一項	投資法人
第八百五十二條第一項及び第二項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	投資主 投資法人
第八百五十二條第三項	第八百四十九條第一項	投資法人法第八十四條第四項において準用する第八百四十九條第一項	投資法人
第八百五十三條第一項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	投資主 投資法人

について負う義務に係る部分に限る。）

、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項

（投資証券に関する読替え）

第七十七條 法第八十七條第二項の規定において投資証券について  
 会社法第二百十九條第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る  
 。）及び第三項並びに第二百二十條の規定を準用する場合におけ

（投資証券に関する読替え）

第七十七條 法第八十七條第二項の規定において投資証券について  
 会社法第二百十九條第二項及び第二百二十條の規定を準用する場  
 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり

これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九条第二項	株券発行会社	投資法人
	株券提出日	当該行為の効力が生ずる日（次項において「投資証券提出日」という。）
	当該行為（第二号に掲げる行為をする場合にあつては、株式売渡請求に係る売渡株式の取得）	当該行為
第二百十九条第三項	株券提出日	投資証券提出日
第二百二十条第一項及び第二項	株券発行会社	投資法人

（新投資口予約権者又は執行役員に関する読替え）

第七十七条の四の二 法第八十八条の十七第三項の規定において新投資口予約権者又は執行役員の責任について会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

とする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九条第二項並びに第二百二十条第一項及び第二項	株券発行会社	投資法人

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十六条の二第二項	総株主	総投資主
第二百八十六条の三	払込み又は給付	払込み
第一項	取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）	執行役員及び監督役員
	払込み又は当該給付	払込み

（支払を求める訴えに関する読み替え）

第七十七条の四の三 法第八十八条の十七第四項の規定において同条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができな	投資主

（新設）

	い單元未滿株主を除く。	
第八百四十七條第四項	株主又は同項の發起人等	投資主
第八百四十七條の四第一項	第八百四十七條第三項若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項又は前條第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第八十八條の十七第四項において準用する第八百四十七條第三項又は第五項の投資法人法第八十八條の十七第三項において準用する第二百八十六條の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴え
第八百四十七條の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	投資主
第八百四十八條	当該株主等	当該投資主
株式会社又は株式交	投資法人	

	換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
第八百四十九条第二項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	投資法人
	株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役）	投資役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人）
第八百四十九条第四項	各監査役 株主等	各監督役員又は清算監督人 投資主

項	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五	株式会社等	投資法人
項並びに第八百五十		
条第一項及び第二項		
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第四項	株主等	投資主
	第五十五条、第二百	投資法人法第八十八
	条の二第二項、第百	条の十七第三項にお
	三条第三項、第百	いて準用する第二百
	十条第五項、第百	八十六条の二第二項
	十二条の二第二項、	
	第二百八十六条の二	
	第二項、第四百二十	
	四条（第四百八十六	
	条第四項において準	
	用する場合を含む。	
	）、第四百六十二条	
	第三項（同項ただし	
	書に規定する分配可	
	能額を超えない部分	
	について負う義務に	
	係る部分に限る。）	
	、第四百六十四条第	

		二項及び第四百六十五 五条第二項	
第八百五十一 条第一 項	第八百四十九 条第一 項	投資法人法第八十八 条の十七第四項にお いて準用する第八百 四十九条第一項	
第八百五十二 条第一 項及び第二 項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	
第八百五十二 条第三 項	第八百四十九 条第一 項	投資法人法第八十八 条の十七第四項にお いて準用する第八百 四十九条第一項	
第八百五十三 条第一 項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	

(投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え)

第八十条の二 法第九十四条第二項の規定において投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(新設)

規定	第八百三十一条第一	項	
株主等（当該各号の株主総会等が創立總會又は種類創立總會である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）	投資主、執行役員、監督役員又は清算執行人	株主（当該決議が創立總會の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。） 監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四	投資主又は執行役員、監督役員若しくは清算執行人（当該決議が投資主総会の決議である場合にあつては投資法人法第八十一条（同法第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により執行役員、監督役員又は清算執行人としての権利義務を有する者を含む。）

十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。

（役員等の選任に関する読替え）

第八十条の三 法第九十六条第二項の規定において同条第一項の決議について会社法第二百二十九条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十九条第三項	第一項 役員（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。）	役員 投資法人法第九十六条第一項

（監督役員に関する読替え）

第八十四条 法第一百一十一条第三項の規定において監督役員について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十五条	株主総会	投資主総会
第二百八十一条第三	監査役設置会社の子	投資法人の子法人（

（新設）

（監督役員に関する読替え）

第八十四条 法第一百一十一条第三項の規定において監督役員について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十五条	株主総会	投資主総会
第二百八十一条第三	監査役設置会社の子	投資法人の子法人（

項	第三百八十六條第一	項	第三百八十六條第一	項	第三百八十五條第一	項	第三百八十五條第一	項	第三百八十四條	項	第三百八十一條第四	項	
項	第三百四十九條第四	取締役	監査役設置会社	取締役	監査役設置会社	取締役	株主總會	取締役	子会社	その子会社	会社		
項	投資法人法第九條第五項において準用する第三百四十九條	執行役員	投資法人	執行役員	投資法人	執行役員	投資主總會	執行役員	子法人	その子法人	投資法人法第七十七條の二第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。)		

項	第三百八十六條第一	項	第三百八十六條第一	項	第三百八十五條第二	項	第三百八十五條第一	項	第三百八十四條	項	第三百八十一條第四	項	
項	第三百四十九條第四	取締役	監査役設置会社	取締役	監査役設置会社	取締役	株主總會	取締役	子会社	その子会社	会社		
項	投資法人法第九條第五項において準用する第三百四十九條	執行役員	投資法人	執行役員	投資法人	執行役員	投資主總會	執行役員	子法人	その子法人	投資法人法第七十七條の二第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。)		

第三百八十六条第二 項第一号	監査役設置会社を 監査役設置会社	投資法人を	第四項
	第八百四十七条第一 項、第八百四十七条 の二第一項若しくは 第三項（同条第四項 及び第五項において 準用する場合を含む 。）又は第八百四十 七条の三第一項	投資法人 投資法人法第百十六 条において準用する 第八百四十七条第一 項	
第三百八十六条第二 項第二号	監査役設置会社	投資法人	
	第八百四十九条第四 項	投資法人法第百十六 条において準用する 第八百四十九条第四 項	
	取締役	執行役員	
	第八百五十条第二項	投資法人法第百十六 条において準用する 第八百五十条第二項	

(会計監査人の責任に関する読替え)

第三百八十六条第二 項第一号	監査役設置会社を 監査役設置会社	投資法人を	第四項
	第八百四十七条第一 項	投資法人法第百十六 条において準用する 第八百四十七条第一 項	
第三百八十六条第二 項第二号	監査役設置会社	投資法人	
	第八百四十九条第三 項	投資法人法第百十六 条において準用する 第八百四十九条第三 項	
	取締役	執行役員	
	第八百五十条第二項	投資法人法第百十六 条において準用する 第八百五十条第二項	

(会計監査人の責任に関する読替え)

第八十七条 法第百十五条の六第十二項の規定において会計監査人の同条第一項の責任について会社法第四百二十七条（第三項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十七条第二項	業務執行取締役等	執行役員
第四百二十七条第四項	株主総会（当該株式会社等に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあつては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会）	投資主総会

第八十七条 法第百十五条の六第十二項の規定において会計監査人の同条第一項の責任について会社法第四百二十七条（第三項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十七条第二項	子会社 業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人	子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。） 執行役員
第四百二十七条第四項	株主総会	投資主総会

(役員等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主(第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)	投資主
第八百四十七条第四項	発起人等	役員等
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第百十六條において準用する第八百四十七條第三項又は第五項の役員等の責任を追及する訴え
第八百四十七條の四	株主等(株主、適格	投資主

(役員等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項第一号	監査役設置会社 監査役(監査役)	投資法人 監督役員又は清算監督人(監督役員又は清算監督人)
第八百五十条第四項	各監査役	各監督役員又は清算監督人
第五十五条、第二百一十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義	第五十五条、第二百一十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義	投資法人法第七十七条の二第五項、第一百五十六条の二第二項及び第三十八

第二項	旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	当該投資主
第八百四十八条	当該株主等 株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等 株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三	監査役設置会社	投資法人

務に係る部分に限る。  
 )、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項

項第一号	監査役（監査役		監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人
	各監査役		各監督役員又は清算監督人
第八百四十九条第四項	株主等	投資主	監督人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十	株式会社等	投資法人	投資法人
条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人	投資法人
第八百五十条第三項	株主等	投資主	投資主
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二	投資法人法第七十七	投資法人法第七十七
	条の二第二項、第二百	条の二第五項、第二百	条の二第五項、第二百
	三条第三項、第二百	十五条の六第二項、	十五条の六第二項、
	十条第五項、第二百	第二百二十六条の二第	第二百二十六条の二第
	十二条の二第二項、	三項及び第二百三十八	三項及び第二百三十八
	第二百八十六条の二	条第三項	条第三項
	第二項、第四百二十		
	四条（第四百八十六		
	条第四項において準		
	用する場合を含む。		
	）、第四百六十二条		

	<p>第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項</p>	
<p>第八百五十一条第一項</p>	<p>第八百四十九条第一項</p>	<p>投資法人法第一百六条において準用する第八百四十九条第一項</p>
<p>第八百五十二条第一項及び第二項</p>	<p>株主等 株式会社等</p>	<p>投資主 投資法人</p>
<p>第八百五十二条第三項</p>	<p>第八百四十九条第一項</p>	<p>投資法人法第一百六条において準用する第八百四十九条第一項</p>
<p>第八百五十二条第一項</p>	<p>株主等 株式会社等</p>	<p>投資主 投資法人</p>

（一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え）

（一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え）

第八十九条 法第百十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七條第一項	株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主
第八百四十七條第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七條の四第一項	第八百四十七條第三項若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資主の一般事務受託者の責任を追及する訴え
第八百四十七條の四	株主等（株主、適格	投資主

第八十九条 法第百十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法第百四十九条（第二項第一号及び第五項を除く。）及び第百五十條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九條第二項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役 各監査役	投資法人 監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人）
第八百五十條第四項	第五十五条、第二百一十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義	投資法人第百十九條第三項において準用する投資法人第百十五條の六第二項

第二項	旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	
第八百四十八条	当該株主等 株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	当該投資主 投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等 株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三	監査役設置会社	投資法人

務に係る部分に限る。  
（）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項

項第一号	監査役（監査役		監督役員又は清算監
	各監査役		督人（監督役員又は 清算監督人
第八百四十九条第四 項	株主等	各監督役員又は清算 監督人	投資主
	株式会社等	投資主	投資法人
第八百四十九条第五 項並びに第八百五十 条第一項及び第二項	株式会社等	監督人	投資法人
	株式会社等	投資主	投資法人
第八百五十条第三項	株式会社等	投資主	投資法人
	株主等	投資主	投資法人
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百 二条の二第二項、第百 三条第三項、第百二 十条第五項、第二百 十二条の二第二項、 第二百八十六条の二 第二項、第四百二十 四条（第四百八十六 条第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百六十二条	投資主	投資法人 投資主
	第五十五条、第二百 二条の二第二項、第百 三条第三項、第百二 十条第五項、第二百 十二条の二第二項、 第二百八十六条の二 第二項、第四百二十 四条（第四百八十六 条第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百六十二条	投資主	投資法人 投資主

	<p>第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 、第四百六十四条第二項及び第四百六十五條第二項</p>	
<p>第八百五十一條第一項</p>	<p>第八百四十九條第一項</p>	<p>投資法人法第百十九條第三項において準用する第八百四十九條第一項</p>
<p>第八百五十二條第一項及び第二項</p>	<p>株主等 株式会社等</p>	<p>投資法人 投資主</p>
<p>第八百五十二條第三項</p>	<p>第八百四十九條第一項</p>	<p>投資法人法第百十九條第三項において準用する第八百四十九條第一項</p>
<p>第八百五十三條第一項</p>	<p>株主等 株式会社等</p>	<p>投資法人 投資主</p>

（違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え）

（違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え）

第九十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の規定による支払を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主
第八百四十七条第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資主 投資による支払を求める訴え
第八百四十七条の四	株主等（株主、適格	投資主

第九十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の規定による支払を求める訴えについて会社法第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役 各監査役	投資法人 監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人 各監督役員又は清算監督人

第二項	旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	当該投資主
第八百四十八条	当該株主等 株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等 株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三	監査役設置会社	投資法人



第八百五十二条第一項	株式会社等	投資法人
------------	-------	------

(投資法人債等に関する読替え)

第九十五条 法第三百三十九条の七の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六百八十条	募集社債	募集投資法人債
第六百八十一条	社債原簿記載事項	投資法人債原簿記載事項
第六百八十一条第四号	無記名社債	無記名投資法人債
第六百八十二条第一項	無記名社債 社債発行会社 社債原簿記載事項	無記名投資法人債 投資法人債発行法人 投資法人債原簿記載事項
第六百八十二条第二項及び第三項	社債発行会社	投資法人債発行法人

(投資法人債等に関する読替え)

第九十五条 法第三百三十九条の七の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六百八十条	募集社債	募集投資法人債
第六百八十一条	社債原簿記載事項	投資法人債原簿記載事項
第六百八十一条第四号	無記名社債	無記名投資法人債
第六百八十二条第一項	無記名社債 社債発行会社 社債原簿記載事項	無記名投資法人債 投資法人債発行法人 投資法人債原簿記載事項
第六百八十二条第二項及び第三項	社債発行会社	投資法人債発行法人

第六百八十三条		社債原簿管理人（会社に代わつて社債原簿の作成及び備置きその他の社債原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ）	投資主名簿等管理人（投資法人法第六十六條第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう）
第六百八十四条第一項から第三項まで	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第六百八十四条第四項	社債発行会社 親会社社員	投資法人債発行法人 親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の投資主	
第六百八十四条第五項	親会社社員	親法人の投資主	
第六百八十五条第一項、第三項及び第四項	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第六百八十五条第五項	第七百二十条第一項	投資法人法第百三十九條の十第二項において準用する第七百	

第六百八十三条		社債原簿管理人（会社に代わつて社債原簿の作成及び備置きその他の社債原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ）	投資主名簿等管理人（投資法人法第六十六條第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう）
第六百八十四条第一項から第三項まで	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第六百八十四条第四項	社債発行会社 親会社社員	投資法人債発行法人 親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の投資主	
第六百八十四条第五項	親会社社員	親法人の投資主	
第六百八十五条第一項、第三項及び第四項	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第六百八十五条第五項	第七百二十条第一項	第百三十九條の十第二項において準用する第七百二十条第一	

第六百八十八条第一項及び第二項	社債発行会社	二十条第一項	投資法人債発行法人
第六百八十八条第三項	無記名社債		無記名投資法人債
第六百九十条第一項	社債発行会社は	は	投資法人債発行法人
	社債原簿記載事項	事項	投資法人債原簿記載事項
第六百九十条第一項各号	社債発行会社		投資法人債発行法人
第六百九十条第二項	無記名社債		無記名投資法人債
第六百九十一条第一項	社債発行会社		投資法人債発行法人
	社債原簿記載事項	事項	投資法人債原簿記載事項
第六百九十一条第三項	無記名社債		無記名投資法人債
第六百九十三条、第六百九十四条第一項及び第六百九十五条並びに第六百九十五条の二第一項及び第二項	社債発行会社		投資法人債発行法人

第六百八十八条第一項及び第二項	社債発行会社	項	投資法人債発行法人
第六百八十八条第三項	無記名社債		無記名投資法人債
第六百九十条第一項	社債発行会社は	は	投資法人債発行法人
	社債原簿記載事項	事項	投資法人債原簿記載事項
第六百九十条第一項各号	社債発行会社		投資法人債発行法人
第六百九十条第二項	無記名社債		無記名投資法人債
第六百九十一条第一項	社債発行会社		投資法人債発行法人
	社債原簿記載事項	事項	投資法人債原簿記載事項
第六百九十一条第三項	無記名社債		無記名投資法人債
第六百九十三条、第六百九十四条第一項及び第六百九十五条並びに第六百九十五条の二第一項及び第二項	社債発行会社		投資法人債発行法人

第六百九十五条の二 第三項	社債原簿記載事項	投資法人債原簿記載 事項
第六百九十六条、第 六百九十七条第一項 及び第七百条	社債発行会社	投資法人債発行法人

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)  
第九十九条 法第四百十一条第五項の規定において同条第一項の規  
定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法  
の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百六条第五項	株式買取請求 、効力発生日	投資口買取請求 、効力発生日(投資 法人法第四百一条 第一項に規定する規 約の変更がその効力 を生ずる日をいう。 以下この条及び次条 において同じ。)
	株式買取請求 、効力発生日	投資口買取請求 、効力発生日(投資 法人法第四百一条 第一項に規定する規 約の変更がその効力 を生ずる日をいう。 以下この条及び次条 において同じ。)
	数(種類株式発行会 社にあつては、株式 口数)	口数

第六百九十五条の二 第三項	社債原簿記載事項	投資法人債原簿記載 事項
第六百九十六条、第 六百九十七条第一項 及び第七百条	社債発行会社	投資法人債発行法人

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)  
第九十九条 法第四百十一条第三項の規定において同条第一項の規  
定による請求について会社法第六百九十六条第五項から第七項まで及  
び第七百条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る  
技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百六条第五項	株式買取請求 数(種類株式発行会 社にあつては、株式 の種類及び種類ごと の数)	投資口買取請求 口数
	株式買取請求 数(種類株式発行会 社にあつては、株式 の種類及び種類ごと の数)	投資口買取請求 口数

第百十六條第六項	株式買取請求 第二百二十三條の規 定による請求	株式買取請求 投資口買取請求 非訟事件手続法第百 十四條に規定する公 示催告の申立て	の 種類及び種類ごと の数
第百十六條第七項	株式買取請求	投資口買取請求	
第百十六條第八項	第一項各号の行為	投資法人法第百四十 一条第一項の規約の 変更	
第百十六條第九項	株式買取請求 第百三十三條	投資口買取請求 投資法人法第七十九 條第三項において準 用する第百三十三條	
第百十七條第一項、 第三項及び第六項	株式買取請求 株式買取請求	投資口買取請求 投資口買取請求	
第百十七條第七項	株券発行会社（その 投資法人	投資法人	

第百十六條第六項	株式買取請求	投資口買取請求	
第百十六條第七項	第一項各号の行為 株式買取請求	投資法人法第百四十 一条第一項の規約の 変更 投資口買取請求	
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
第百十七條第一項、 第三項及び第五項	株式買取請求 (新設)	投資口買取請求 (新設)	
第百十七條第六項	株券発行会社（その 投資法人	投資法人	

<p>株式（種類株式発行会社）にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。</p> <p>以下同じ。）</p>	<p>株式買取請求</p> <p>第百七十七条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第</p>	<p>第百七十七条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第</p>	<p>第百七十七条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第</p>
<p>株式買取請求</p> <p>以下同じ。）</p>	<p>投資口買取請求</p> <p>投資法人法第百四十一条第五項において準用する第百七十七条第二項</p>	<p>投資口買取請求</p> <p>投資法人法第百四十一条第五項において準用する第百七十七条第二項</p>	<p>投資口買取請求</p> <p>投資法人法第百四十一条第五項において準用する第百七十七条第二項</p>
<p>株式（種類株式発行会社）にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。</p> <p>以下同じ。）</p>	<p>株式買取請求</p> <p>以下同じ。）</p>	<p>（新設）</p> <p>株式買取請求</p> <p>以下同じ。）</p>	<p>（新設）</p> <p>投資口買取請求</p>

	二項 株式又は新株予約権 (当該新株予約権が 新株予約権付社債に 付されたものである 場合において、当該 新株予約権付社債に ついての社債の買取 りの請求があつたと きは、当該社債を 含む。)	投資口
第九十九条の二 法第百四十四条の規定において同条において準用する会社法第百二十四条第一項の申立てがあつた場合における投資法人の財産の保全について同法第百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる会社法の規定	読み替えられる字句
第八百七十条第一項 第一号	第三百四十六条第二項、第三百五十一条	投資法人法第百四十四条において準用する第百二十五条第
	第二項若しくは第四	項

(新設)

	(新設)	(新設)
--	------	------

百一条第三項（第四  
二項の管理人

百二条第三項及び第  
四百二十条第三項に  
おいて準用する場合  
を含む。）の規定に  
より選任された一時  
取締役（監査等委員  
会設置会社にあつて  
は、監査等委員であ  
る取締役又はそれ以  
外の取締役）、会計  
参与、監査役、代表  
取締役、委員（指名  
委員会、監査委員会  
又は報酬委員会の委  
員をいう。第八百七  
十四条第一号におい  
て同じ。）、執行役  
若しくは代表執行役  
の職務を行うべき者  
、清算人、第四百七  
十九条第四項におい  
て準用する第三百四

	<p>十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人</p>	
	<p>会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の管理人の報酬の額にあっては、当該外国会社）</p>	<p>投資法人</p>

（吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する

（吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する

る読替え)

第百条 法第四百九条の三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五条第五項	株式買取請求 数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	投資口買取請求 口数
第七百八十五条第六項	株式買取請求 消滅株式会社等 第二百二十三条の規定による請求	投資口買取請求 吸収合併消滅法人 非訟事件手続法第一百四十一条に規定する公示催告の申立て
第七百八十五条第七項	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求 吸収合併消滅法人
第七百八十五条第八項	吸収合併等 株式買取請求	吸収合併 投資口買取請求
第七百八十五条第九項	第三百三十三条	投資法人法第七十九条

る読替え)

第百条 法第四百九条の三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五条第五項から第七項まで及び第七百八十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五条第五項	株式買取請求 数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	投資口買取請求 口数
第七百八十五条第六項	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求 吸収合併消滅法人
第七百八十五条第七項	吸収合併等 株式買取請求	吸収合併 投資口買取請求
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

項	第七百八十六条第一	株式買取請求	条第三項において準用する第三百三十二条
項	第七百八十六条第一	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求
項	第七百八十六条第一	吸収合併継続会社	吸収合併消滅法人
項	第七百八十六条第二	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
項	第七百八十六条第三	株式買取請求	投資口買取請求
項	第七百八十六条第四 項及び第五項	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
項	第七百八十六条第六	株式買取請求	投資口買取請求
項	第七百八十六条第七	株券発行会社 株式買取請求	投資法人
項	第七百七十条第二項 第二号	第百十七条第二項、 第百十九条第二項、 第百八十二条の五第 二項、第百九十三条 第二項（第百九十四 条第四項において準 用する場合を含む。	投資法人法第百四十 九条の三第四項にお いて準用する第七百 八十六条第二項

項	第七百八十六条第一	(新設) 株式買取請求	(新設)
項	第七百八十六条第一	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求
項	第七百八十六条第一	吸収合併継続会社	吸収合併消滅法人
項	第七百八十六条第二	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
項	第七百八十六条第三	株式買取請求	投資口買取請求
項	第七百八十六条第四	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
項	第七百八十六条第五	株式買取請求	投資口買取請求
項	第七百八十六条第六	株券発行会社 株式買取請求	投資法人
項	(新設)	(新設)	(新設)

	<p>）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項</p>	
	<p>株式又は新株予約権 （当該新株予約権が 新株予約権付社債に 付されたものである 場合において、当該 新株予約権付社債に ついての社債の買取 りの請求があつたと きは、当該社債を含ま む。）</p>	<p>投資口</p>

（新投資口予約権買取請求に関する読替え）  
 第一百条の二 法第四百九条の三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合にお

	<p>（新設）</p>	
	<p>（新設）</p>	

（新投資口予約権買取請求に関する読替え）  
 第一百条の二 法第四百九条の三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項から

ける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	新株予約権買取請求 は	新投資口予約権買取請求（投資法人法第百四十九条の三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。）は
第七百八十七条第六項及び第八項	新株予約権買取請求 消滅株式会社等 吸収合併等	新投資口予約権買取請求 吸収合併消滅法人 吸収合併
第七百八十七条第九項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
第七百八十七条第十項	第二百六十条	投資法人法第八十八条の八第四項において準用する第二百六十条

第七項まで及び第七百八十八条（第七項を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	新株予約権買取請求 は	新投資口予約権買取請求（投資法人法第百四十九条の三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。）は
第七百八十七条第六項	新株予約権買取請求 消滅株式会社等 吸収合併等	新投資口予約権買取請求 吸収合併消滅法人 吸収合併
第七百八十七条第七項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
（新設）	（新設）	（新設）

第七百八十八条第一 項	新株予約権買取請求	新株予約権買取請求	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新株予約権買取請求	第七百八十八条第一項
第七百八十八条第二項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新株予約権買取請求	第七百八十八条第二項
第七百八十八条第三項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新株予約権買取請求	第七百八十八条第三項
第七百八十八条第四項及び第五項	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	吸収合併消滅法人	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	第七百八十八条第四項及び第五項

第七百八十八条第一 項	（新設）	（新設）	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新株予約権買取請求	第七百八十八条第一項
第七百八十八条第二項	（新設）	（新設）	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新株予約権買取請求	第七百八十八条第二項
第七百八十八条第三項	（新設）	（新設）	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新株予約権買取請求	第七百八十八条第三項
第七百八十八条第四項	（新設）	（新設）	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	吸収合併消滅法人	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	第七百八十八条第四項

第七百八十八条第六項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
第七百八十八条第七項	消滅株式会社等 新株予約権買取請求	吸収合併消滅法人 新投資口予約権買取請求
第八百七十条第二項 第二号	第一百七十七条第二項、 第一百九十二条第二項、 第一百八十二条の五第 二項、第一百九十三条 第二項（第九十四条 条第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百七十条第 二項、第七百七十八 条第二項、第七百八 十六条第二項、第七 百八十八条第二項、 第七百九十八条第二 項、第八百七条第二	投資法人法第四百十 九条の三の二第四項 において準用する第 七百八十八条第二項
第七百八十八条第五項	新株予約権買取請求 次の各号に掲げる新 株予約権の区分に応 じ、当該各号に定め る時	新投資口予約権買取 請求 効力発生日
第七百八十八条第六項 （新設）	消滅株式会社等 新株予約権買取請求	吸収合併消滅法人 新投資口予約権買取 請求
（新設）	（新設）	（新設）

項	第七百九十七条第五 規定	読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>(吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)</p> <p>第一条 法第四百九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>項又は第八百九条第二項</p> <p>株式又は新株予約権 (当該新株予約権が 新株予約権付社債に 付されたものである 場合において、当該 新株予約権付社債に ついての社債の買取 りの請求があつたこ きは、当該社債を含ま む。)</p>	<p>新投資口予約権</p>
		株式買取請求	投資口買取請求				
		数(種類株式発行会 口数)					

項	第七百九十七条第五 規定	読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>(吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)</p> <p>第一条 法第四百九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百九十七条第五項から第七項まで及び第七百九十八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
		株式買取請求	投資口買取請求				
		数(種類株式発行会 口数)					

第七百九十七條第六項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求	社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)
第七百九十七條第七項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求	
第七百九十七條第八項	吸収合併等 株式買取請求	吸収合併 投資口買取請求	
第七百九十七條第九項	第三百三十三條 株式買取請求	投資法人法第七十九條第三項において準用する第三百三十三條 投資口買取請求	
第七百九十八條第一項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求	
第七百九十八條第二項	存続株式会社等	吸収合併存続法人	
第七百九十八條第三項	株式買取請求	投資口買取請求	

第七百九十七條第六項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求	社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)
第七百九十七條第七項	吸収合併等 株式買取請求	吸収合併 投資口買取請求	
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
第七百九十八條第一項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求	
第七百九十八條第二項	存続株式会社等	吸収合併存続法人	
第七百九十八條第三項	株式買取請求	投資口買取請求	

	第七百九十八條第四項及び第五項	存続株式会社等	吸収合併存続法人
	第七百九十八條第六項	株式買取請求	投資口買取請求
	第七百九十八條第七項	株券発行会社 株式買取請求	投資法人 投資口買取請求
	第八百七十七條第二項 第二号	第七百九十八條第二項、 第九十九條第二項、 第一百八十二條の五第 二項、第九十三條 第二項（第九十四 條第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百七十條第 二項、第七百七十 八條第二項、第七 百八十八條第二項、 第七百九十八條第 二項、第八百七十七 條第二項又は第八 百九十九條第二 項	投資法人法第四百 九條の八第四項に おいて準用する第七 百九十八條第二項
株式又は新株予約権	投資口		

	第七百九十八條第四項	存続株式会社等	吸収合併存続法人
	第七百九十八條第五項	株式買取請求	投資口買取請求
	第七百九十八條第六項	株券発行会社 株式買取請求	投資法人 投資口買取請求
	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)		

		<p>(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。)</p>	
--	--	--	--

		<p>(新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)</p> <p>第二百二条 法第四百九十九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第八百六条第五項	株式買取請求	投資口買取請求	
	数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	口数	

--	--	--	--

		<p>(新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)</p> <p>第二百二条 法第四百九十九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百六条第五項から第七項まで及び第八百七条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第八百六条第五項	株式買取請求	投資口買取請求	
	数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	口数	

第八百六条第六項	株式買取請求	投資口買取請求
	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
第八百六条第七項	第二百二十三条の規定による請求	非訟事件手続法第一百四十一条に規定する公示催告の申立て
	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求 新設合併消滅法人
第八百六条第八項	新設合併等	新設合併
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百六条第九項	第三百三十二条	投資法人法第七十九条第三項において準用する第三百三十二条
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第一項	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求 新設合併消滅法人
	新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立法人
第八百七条第二項	設立会社 消滅株式会社等	新設合併設立法人 新設合併消滅法人
	設立会社 、新設合併設立会社	、新設合併設立法人 、新設合併設立法人

第八百六条第六項	株式買取請求	投資口買取請求
	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
第八百六条第七項	新設合併等	新設合併
	株式買取請求	投資口買取請求
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
第八百七条第一項	(新設)	(新設)
	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求 新設合併消滅法人
第八百七条第二項	設立会社 消滅株式会社等	新設合併設立法人 新設合併消滅法人
	設立会社 、新設合併設立会社	、新設合併設立法人 、新設合併設立法人

第八百七条第三項	設立会社	新設合併設立法人
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第四項及び第五項	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第六項	設立会社	新設合併設立法人
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第七項	株券発行会社	投資法人
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七十条第二項第二号	第一百十七条第二項、第一百十九条第二項、第一百八十二条の五第二項、第一百九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第	投資法人法第四百九条の十三第四項において準用する第八百七条第二項

第八百七条第三項	設立会社	新設合併設立法人
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第四項	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第五項	設立会社	新設合併設立法人
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第六項	株券発行会社	投資法人
	株式買取請求	投資口買取請求
(新設)	(新設)	(新設)

第八百八条第五項	読み替える会社法の規定	新株予約権買取請求 は	読み替えられる字句	新投資口予約権買取請求（投資法人法第百四十九条の十三の	読み替える字句		二項 株式又は新株予約権 （当該新株予約権が 新株予約権付社債に 付されたものである 場合において、当該 新株予約権付社債に ついての社債の買取 りの請求があつたと きは、当該社債を含 む。）	投資口
----------	-------------	----------------	-----------	-----------------------------	---------	--	--	-----

（新投資口予約権買取請求に関する読み替え）  
 第二百二条の二 法第百四十九条の十三の二第四項の規定において同  
 条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合  
 における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとす  
 る。

第八百八条第五項	読み替える会社法の規定	新株予約権買取請求 は	読み替えられる字句	新投資口予約権買取請求（投資法人法第百四十九条の十三の	読み替える字句		(新設)	(新設)
----------	-------------	----------------	-----------	-----------------------------	---------	--	------	------

（新投資口予約権買取請求に関する読み替え）  
 第二百二条の二 法第百四十九条の十三の二第四項の規定において同  
 条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項から  
 第七項まで及び第八百九条（第七項を除く。）の規定を準用する  
 場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のお  
 りとする。





	第八百九条第七項	消滅株式会社等 新株予約権買取請求	新設合併消滅法人 新投資口予約権買取請求	第八百七十条第二項 第二号	第一百七条第二項、 第一百九条第二項、 第一百八十二条の五第 二項、第九十三條 第二項（第九十四 條第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百七十条第 二項、第七百七十 八條第二項、第七 百八十八條第二項、 第七百九十八條第 二項、第八百七条第 二項又は第八百九 条第 二項	新投資口予約権
	第八百九条第六項	消滅株式会社等 新株予約権買取請求	新設合併消滅法人 新投資口予約権買取請求	(新設)	(新設)	(新設)
株予約権の区分に 応じ、当該各号に 定める時			成立の日			

	(当該新株予約権が 新株予約権付社債に 付されたものである 場合において、当該 新株予約権付社債に ついての社債の買取 りの請求があつたと きは、当該社債を含 む。)

(合併をやめることの請求に関する読替え)

第百一条の三 法第百五十条の規定において投資法人の合併をやめることの請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百八十四条の二 規定	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第七百八十四条の二	消滅株式会社等 吸収合併等	吸収合併消滅法人 吸収合併
	できる。ただし、前条第二項に規定する場合は、この限りでない		できる
第七百九十六条の二	存続株式会社等	吸収合併存続法人	

(新設)


第八百五十二条	吸収合併等	前条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び前条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）
	吸収合併	投資法人法第四百九条の七第二項に規定する場合

（清算監督人の職務に関する読替え）

第百六条 法第百五十四条の二第二項の規定において清算監督人について法第百十一条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十一条第二項	執行役員	清算執行人

2 法第百五十四条の二第二項の規定において清算監督人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（清算監督人の職務に関する読替え）

第百六条 法第百五十四条の二第二項の規定において清算監督人について法第百十一条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十一条第二項	執行役員	清算執行人

2 法第百五十四条の二第二項の規定において清算監督人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第三百五十五条	株主総会	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一条第三項	監査役設置会社の子会社	清算投資法人の子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。）	清算投資法人の子法人	その子法人
第三百八十一条第四項	子会社	その子法人	子法人	その子会社
第三百八十四条	取締役	清算執行人	清算執行人	取締役
	株主総会	投資主総会	投資主総会	
第三百八十五条第一項	取締役	清算投資法人	清算投資法人	取締役
	監査役設置会社	清算投資法人	清算投資法人	監査役設置会社
第三百八十五条第二項	取締役	清算執行人	清算執行人	取締役
第三百八十六条第一項	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条	投資法人法第五百五十三条の三第二項において準用する第三百四十九条第四項	投資法人法第五百五十三条の三第二項において準用する第三百四十九条第四項	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条
	監査役設置会社	清算投資法人	清算投資法人	監査役設置会社

読み替える会社法の規定	第三百五十五条	株主総会	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一条第三項	監査役設置会社の子会社	清算投資法人の子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。）	清算投資法人の子法人	その子法人
第三百八十一条第四項	子会社	その子法人	子法人	その子会社
第三百八十四条	取締役	清算執行人	清算執行人	取締役
	株主総会	投資主総会	投資主総会	
第三百八十五条第一項	取締役	清算投資法人	清算投資法人	取締役
	監査役設置会社	清算投資法人	清算投資法人	監査役設置会社
第三百八十五条第二項	取締役	清算執行人	清算執行人	取締役
第三百八十六条第一項	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条	投資法人法第五百五十三条の三第二項において準用する第三百四十九条第四項	投資法人法第五百五十三条の三第二項において準用する第三百四十九条第四項	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条
	監査役設置会社	清算投資法人	清算投資法人	監査役設置会社



四条の七において準用する第八百五十条 第二項
---------------------------

(清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八百八条 法第五十四條の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七條第一項	株主（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主
第八百四十七條第四項	発起人等	清算執行人又は清算監督人
第八百四十七條の四第一項	第八百四十七條第三項若しくは第五項、第八百四十七條の二	投資法人法第五十四條の七において準用する第八百四十七

四条の七において準用する第八百五十条 第二項
---------------------------

(清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八百八条 法第五十四條の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九條（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九條第二項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役 各監査役	投資法人 清算監督人（清算監督人 各清算監督人
第八百五十條第四項	第五十五條、第二百一十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項た	投資法人法第七十七條の二第五項及び第八百五十四條の四第二

	第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	条第三項又は第五項の清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴え
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。） 当該株主等	投資主 当該投資主
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。） 株主等又は株式会社等	清算投資法人 投資主又は清算投資法人
第八百四十九条第一項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等 株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子	清算投資法人 清算投資法人
第八百四十九条第三項		

	だし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。 。、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項
--	---

第八百四十九条第三 項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役 各監査役	会社又は当該最終完 全親会社等の完全子 会社等である株式会 社	投資法人 清算監督人（清算監 督人
第八百四十九条第四 項	株主等 株式会社等	株主等	投資主 清算投資法人
第八百四十九条第五 項並びに第八百五十 条第一項及び第二項	株式会社等	株式会社等	清算投資法人
第八百五十条第三項	株主等	株主等	投資主 清算投資法人
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百 二条の二第二項、第百 二条第三項、第百一 十条第五項、第二百 十二条の二第二項、 第二百八十六条の二 第二項、第四百二十 四条（第四百八十六	投資法人法第百五十 四条の四第一項	

第八百五十二條第一	株主等	株式会社等	第八百五十一條第一項	
第八百五十二條第一項及び第二項	株主等	株式会社等	第八百五十一條第一項	<p>条第四項において準用する場合を含む。</p> <p>（、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）</p> <p>、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項</p>
第八百四十九條第一項	株主等	株式会社等	第八百四十九條第一項	
清算投資法人	投資主	清算投資法人	投資主	<p>投資法人法第五十四條の七において準用する第八百四十九條第一項</p>

項	<p>(清算に関する読替え)</p> <p>第百十二条 法第百六十三条の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条第一項(第一号、第五号及び第六号に係る部分に限る。 ) 及び第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。 ) の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>第八百七十条第一項 第一号</p>	<p>第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項(第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。 ) の規定により選任された一時取締役(監査等委員設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ</p>	<p>投資法人法第百五十二条第二項において準用する投資法人法第八八条第二項の規定により選任された一時清算執行人又は清算監督人の職務を行つべき者</p>

項	<p>(清算に関する読替え)</p> <p>第百十二条 法第百六十三条の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条第一項(第一号、第五号及び第六号に係る部分に限る。 ) 及び第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。 ) の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>第八百七十条第一項 第一号</p>	<p>第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項(第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。 ) の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職</p>	<p>投資法人法第百五十二条第二項において準用する投資法人法第八八条第二項の規定により選任された一時清算執行人又は清算監督人の職務を行つべき者</p>

---

---

外の取締役)、会計  
参与、監査役、代表  
取締役、委員(指名  
委員会、監査委員会  
又は報酬委員会の委  
員をいう。第八百七  
十四条第一号におい  
て同じ。)、執行役  
若しくは代表執行役  
の職務を行うべき者  
、清算人、第四百七  
十九条第四項におい  
て準用する第三百四  
十六条第二項若しく  
は第四百八十三条第  
六項において準用す  
る第三百五十一条第  
二項の規定により選  
任された一時清算人  
若しくは代表清算人  
の職務を行うべき者  
、検査役又は第八百  
二十五条第二項(第

---

---

務を行うべき者、清  
算人、第四百七十九  
条第四項において準  
用する第三百四十六  
条第二項若しくは第  
四百八十三条第六項  
において準用する第  
三百五十一条第二項  
の規定により選任さ  
れた一時清算人若し  
くは代表清算人の職  
務を行うべき者、検  
査役又は第八百二十  
五条第二項(第八百  
二十七条第二項にお  
いて準用する場合を  
含む。)の管理人

	八百二十七条第二項 において準用する場 合を含む。)の管理 人	
第八百七十条第一項 第五号	第四百五十五条第二 項第二号又は第五百 五条第三項第二号	投資法人法第五百十 八条第三項において 準用する第五百五条 第三項第二号
第八百七十条第一項 第六号	第四百五十六条又は 第五百六条	投資法人法第五百十 八条第三項において 準用する第五百六条
第八百七十四条第一 号	第八百七十条第一項 第一号に規定する一 時取締役、会計参与 、監査役、代表取締 役、委員、執行役若 しくは代表執行役の 職務を行うべき者、 清算人、代表清算人 、清算持分会社を代 表する清算人、同号 に規定する一時清算 人若しくは代表清算	清算執行人、清算監 督人、第八百七十条 第一項第一号に規定 する一時清算執行人 若しくは清算監督人 の職務を行うべき者 、投資法人法第五百 七条第三項におい て準用する第五百一 条第一項の鑑定人又 は投資法人法第六 十一条において準用

第八百七十条第一項 第五号	第四百五十五条第二 項第二号又は第五百 五条第三項第二号	投資法人法第五百十 八条第三項において 準用する第五百五条 第三項第二号
第八百七十条第一項 第六号	第四百五十六条又は 第五百六条	投資法人法第五百十 八条第三項において 準用する第五百六条
第八百七十四条第一 号	第八百七十条第一項 第一号に規定する一 時取締役、会計参与 、監査役、代表取締 役、委員、執行役若 しくは代表執行役の 職務を行うべき者、 清算人、代表清算人 、清算持分会社を代 表する清算人、同号 に規定する一時清算 人若しくは代表清算	清算執行人、清算監 督人、第八百七十条 第一項第一号に規定 する一時清算執行人 若しくは清算監督人 の職務を行うべき者 、投資法人法第五百 七条第三項におい て準用する第五百一 条第一項の鑑定人又 は投資法人法第六 十一条において準用

	<p>人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定</p>	<p>する第五百八条第二項の帳簿資料の保存をする者の選任</p>
--	--	----------------------------------

（執行役員又は監督役員に関する読替え）

第百十三条の二 法第百六十七条第二項の規定において執行役員又は監督役員について会社法第九百十七条（第一号に係る部分に限

	<p>人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定</p>	<p>する第五百八条第二項の帳簿資料の保存をする者の選任</p>
--	--	----------------------------------

（新設）

る。( )の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百七十七条第一号	取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、役員又は代表執行役	執行役員又は監督役員

（清算執行人又は清算監督人に関する読替え）

第三百十三条の三 法第七十条第三項の規定において清算執行人又は清算監督人について会社法第九百七十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

（新設）

第九百十七条第一号

株式会社	取締役（監査等委員 会設置会社にあつて は、監査等委員であ る取締役又はそれ以 外の取締役）、会計 参与、監査役、代表 取締役、委員（指名 委員会、監査委員会 又は報酬委員会の委 員をいう。）、執行 役又は代表執行役	清算投資法人 清算執行人又は清算 監督人
------	--	----------------------------

（資産運用会社の責任等に関する読替え）

第二百二十七条 法第二百四十三条第三項の規定において同条第一項の責  
任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における  
当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十四条	総株主	総投資主

2 法第二百四十三条第三項の規定において資産運用会社の責任を追及  
する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規  
定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（資産運用会社の責任等に関する読替え）

第二百二十七条 法第二百四十三条第三項の規定において同条第一項の責  
任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における  
当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十四条	総株主	総投資主

2 法第二百四十三条第三項の規定において資産運用会社の責任を追及  
する訴えについて会社法第四百四十九条（第二項第二号及び第五  
項を除く。）及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこ

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使用することができない単元未満株主を除く。）	投資主
第八百四十七条第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第二百四十四條第三項又は第五項の資産運用会社の責任を追及する訴え
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	投資主

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役） 各監査役	投資法人 監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人） 各監督役員又は清算監督人
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百一十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	投資法人法第二百四十四條第三項において準用する第四百二十四條

これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十八条	当該株主等	当該投資主
株主等又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
第八百四十九条第二項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	株式会社 株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人 監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人）
各監督役員	監督役員（監督役員）	各監督役員又は清算監督人

第八百四十九条第四項	株主等	監督人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第四項	株主等	投資主
	第五十五条、第一百条の二第二項、第一百零三条第三項、第一百零五条第五項、第一百零九条の二第二項、第一百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に	投資法人法第二百四
		条第三項において準用する第四百二十四
		条

	係る部分に限る。 ) 、第四百六十四条第 二項及び第四百六十 五条第二項	
第八百五十一条第一 項	第八百四十九条第一 項	投資法人法第二百四 条第三項において準 用する第八百四十九 条第一項
第八百五十二条第一 項及び第二項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人
第八百五十二条第三 項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人
第八百五十三条第一 項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人